

特殊法人に関する行政評価・監視 - 事業の見直し等を中心として - の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要（勤労者退職金共済機構（建設業退職金共済事業本部））

【調査の実施時期等】

- 1 実地調査時期：平成12年4月～14年1月
- 2 調査対象機関：厚生労働省、国土交通省、勤労者退職金共済機構（建設業退職金共済事業本部）、都道府県(10)、市町村(25)関係団体、事業者等

【勧告日及び勧告先】 平成14年1月22日、厚生労働省

【回答年月日】 平成14年11月6日

【行政評価・監視の背景事情等】

勤労者退職金共済機構の建設業退職金共済事業本部（以下「建退共本部」という。）は、一般の退職金共済制度では対象とされず、退職金共済制度の恩恵を受けない建設業における期間労働者を救済するため、昭和39年に創設された建設業退職金共済制度を運営

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、発足から37年を経過し、従来の短期間に事業主間を転々と移動する者が減少し、比較的安定して雇用される者が増加しているなど建設業における雇用状況に変化がみられる中、期間労働者にとって有効に機能しているかどうかの点検が求められている状況

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>被共済者に対する退職金の支給の充実</p> <p>1 就労日数に応じた掛金の納付の確保 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>就労日数に応じた掛金の納付を確保する観点から、勤労者退職金共済機構の建設業退職金共済事業本部(以下「建退共本部」という。)に対し、次の措置を講ずるよう指導すること。</p> <p>共済契約者(加入事業主)に対して、)被共済者(加入労働者)の退職金共済手帳(以下「共済手帳」という。)への退職金共済証紙(以下「共済証紙」という。)の貼付を励行すること、)下請事業主への共済証紙の交付を励行すること、)被共済者に建設業に係る特定業種退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)への加入の事実、退職金の受給要件等の周知を徹底することについて要請するとともに、その後の履行状況について適時、適切に確認すること。</p> <p>共済手帳への共済証紙の確実な貼付を確保するための共済契約者に対する点検・措置については、共済証紙の購入高で限定することなく行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>多額の共済証紙を購入しながら共済手帳に貼付していない事業主、下請事業主に共済証紙を交付していない元請事業主などがみられ、購入しても本来被共済者の共済手帳に貼付されるべき枚数が貼付されていない状況</p> <p>建退共本部では、共済証紙の貼付状況の点検について、年間の共済証紙購入実績が2万円未満で、共済手帳の更新実績がない事業主に限</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">:「回答」時に確認した改善措置状況</div> <p>勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)に対し、退職金共済手帳(以下「共済手帳」という。)への退職金共済証紙(以下「共済証紙」という。)の貼付の励行等について文書(平成14年2月21日付)で指導の)について</p> <p>平成14年度に建設業退職金共済事業本部(以下「建退共本部」という。)と各都道府県の業務委託先とのオンライン化に着手(16年度までに稼働開始予定)。オンライン化により、これまで半年毎にしか得られなかった共済契約者管理データをリアルタイムで建退共本部及び業務委託先において把握できるシステムを確立し、履行確保の指導に活用</p> <p>各都道府県の業務委託先に対し、引き続き、建設業に係る特定業種退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)加入・履行証明書発行の際には、共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査し、共済契約者に対し履行指導を行うよう要請の)について</p> <p>「元請事業主による建退共制度関係事務受託処理要綱」に基づく元請けによる共済証紙の一括購入指導を更に周知・徹底の)について</p> <p>標識(建退共制度適用事業主工事現場標識)の掲示の普及を一層推進するとともに、建設労働者向けの建退共制度に係るリーフレットの一層の活用</p> <p>現況調査(退職金請求資格があり5年以上共済手帳の更新のない被共済者を対象)について、平成14年度から対象を拡大(新規又は最終手</p>

って実施しており、購入実績 2 万円以上の事業主については未貼付の実態が見過ごされる状況

## 2 退職金の支給の充実

### (勸告)

建退共制度の適正な運営を確保し、受給資格を有する被共済者が退職金を確実に受給できるようにする観点から、建退共本部に対して、次の措置を講ずるよう指導すること。

名寄せによる被共済者の重複加入の確認、共済契約者ごとの被共済者の把握等が可能になるよう、共済契約者及び被共済者に係る情報を管理するシステムの充実を図ること。

一定期間未更新状態にある受給資格を有する被共済者の実態について、把握・分析の一層の充実に努め、退職金の給付が受けられるよう、共済契約者を通じ、受給資格を有する被共済者に適時、適切に働きかけを行っていくこと。

### (説明)

建退共本部では、共済契約者を通じ、被共済者の氏名、加入年月、共済手帳の更新状況等退職金の支給に必要なデータを報告させ、電算機によるデータ整備(年 2 回電算入力)を行っている。

しかし、現行の電算処理システムには、被共済者の名寄せプログラム、被共済者の共済手帳の更新に関するデータを共済契約者ごとに一覧的に把握するプログラムがないなど、入力情報を有効に活用するものとなっていない。

帳交付から 3 年以上共済手帳の更新のない被共済者を対象)について

共済手帳の申込み又は更新がない共済契約者を対象として実施する方向で検討(平成 14 年度中に実施要領を定める予定)

機構に対し、被共済者、受給資格者の実態把握等について、適切な措置を講ずるよう文書(平成 14 年 2 月 21 日付)で指導

について

平成 14 年度から着手するオンライン化において、共済契約者ごとのリアルタイムの被共済者管理データが管理できるシステムを検討。また、被共済者の生年月日情報をシステムに取り込む等、重複加入のチェックが可能となるシステムを検討

について

上記の )と同様

建退共本部では、長期未更新者に対する現況調査を実施しているが、半数以上の所在が不明であるなど受給資格を有する者を対象とした取組としては成果を上げているとは言い難い状況

### 3 共済証紙による掛金納付方式の見直し

(勸告)

掛金の納付方式を経済的かつ合理的なものとする観点から、現行の共済証紙による掛金納付方式を見直し、就労実績に見合った掛金の確実な納付が確保されるものとするよう検討を進めること。

(説明)

期間労働者の雇用の実態は、年間を通じて一定の範囲の事業主の下で比較的安定したものへと変化しているとみられ、共済証紙による掛金納付方式の意義は、相対的に乏しくなっている状況

また、掛金を前払いとする共済証紙方式では、購入実績のあることが必ずしも退職金の支給には結びついていない状況

機構では、ICカードや磁気カードを活用した就労実績報告に基づく口座引き落としによる掛金納付方式等について、実施した場合の問題点について検証を行っているところ(平成14年度及び15年度に実施)

現行の共済証紙による掛金納付方式のメリット及びデメリットを再評価し、経済性等も勘案しながら、就労実績に見合った掛金の確実な納付が確保される方式について、機構における検証結果を踏まえ、中長期的な課題として検討を行っていくこととしている。